

月報私学

10

2016

Vol.226



みちる幼稚園には『夢と円・曲線の融合』をコンセプトとした新園舎と、自然体験ゾーン「わんぱく山」があります。この環境で育つ子どもたちは、自ら考え学び、感性や創造力が芽生え、無限の夢の世界が広がっていくことでしょう。「夢を抱き未来を創造的に生きる」を教育理念に、将来大きく羽ばたいていく子どもの育成を目指しています。写真提供：学校法人 千宏学園（千葉県鎌ヶ谷市）

CONTENTS

- 平成29年度 私学助成関係予算の概算要求…………… 2
- 平成29年度 専修学校関係予算の概算要求…………… 4
- 経営分析に役立つ！ 私学情報提供システムのご案内…………… 6
- 平成28年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内…………… 8
- 退職等年金給付 平成28年10月からの基準利率及び年金現価率の変更／
医療費通知の送付…………… 9
- 積立共済年金・共済定期保険 後期募集（平成29年4月1日加入）……………10
- 私学共済ホームページ 事務担当者用ログインページのご案内／
介護ビデオ・DVDをご利用ください……………11
- 被扶養者認定申請事例集①……………12
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成29年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところであります。

平成29年度概算要求は、平成28年8月2日に閣議了解された「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき行うこととされました。文部科学省全体としては、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受け、一人一人がその能力を最大限伸ばせる社会の実現、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出、「文化芸術立国」の実現、世界で最もイノベーションに適した国の実現を目指し、教育再生、スポーツ・文化、科学技術イノベーション関連施策を「未来への先行投資」と位置付け「一億総活躍社会」の実現に向けて強力に推進することとしており、これらを踏まえた概算要求を8月31日に提出しました。

このうち、特に、私学助成関係予算については、対前年度458億円増の4761億円を要求しています。具体的な内容については、次のとおりです。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

平成29年度概算要求においては、建学の精神や特色を活かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実します。一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費への補助のため対前年度32億円増の2734億円を要求しています。特別補助では、32年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学に対する支援を強化するため、対前年度93億円増の5444億円を要求しており、主な内容は次のとおりです。

① 「地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業」(5億円)を創設し、新たに要求しています。

平成29年度 私学助成関係予算要求の概要

29年度要求・要望額：4,761億円(+458億円)

私立大学等経常費補助 3,278億円(+125億円)

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保するとともに、建学の精神や特色を活かした改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

(1)一般補助 2,734億円(+32億円)
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援

(2)特別補助 544億円(+93億円)
自らの特色を活かして改革に取り組む大学(地域で輝く大学やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対する支援を強化

○地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業 5億円(新規)
(上記の特別補助の内数)
地域の私立大学等が、自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォーム形成や地域発展、大学間・産学連携など大学等の特色化・機能強化を支援

○私立大学等改革総合支援事業 229億円(+62億円)
(上記の一般補助及び特別補助の内数)
教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学を重点的に支援

○私立大学研究ブランディング事業 86億円(+36億円)
(上記の特別補助の内数)
学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学を重点的に支援

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 112億円(+26億円)
(上記の特別補助の内数)
経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実特に、低所得層に対する授業料減免等について補助率の高上げを行う

私立大学等教育研究活性化設備整備事業 23億円(前年度同額)

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,059億円(+35億円)

私立高校等の教育条件の維持向上、教育費負担の軽減、学校経営の健全性の向上を図るとともに、各高校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

(1)一般補助 886億円(+15億円)
都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援

(2)特別補助 144億円(+20億円)
私立高校等の特色ある取組を支援
・グローバル人材や情報活用能力の育成などの次世代を担う人材育成やアクティブ・ラーニング等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を強化
・障害のある幼児の受け入れや長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)
特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 402億円(+297億円)

私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。

特に、熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。

(1)耐震化の促進 225億円(+180億円)
・校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等を重点的に支援
・平成28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長

(2)教育・研究装置等の整備 176億円(+117億円)
教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援

※ほかに、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 700億円
[うち財政融資資金 417億円]

本事業は、地域の私立大学等が自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の教育力・研究力の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォームを形成するなど連携体制を強化する取り組みを促すことを目的としており、後述の「私立大学等改革総合支援事業」とも連動し、大学間連携、地域連携等の改革の取り組みを促進し、私立大学等の特色化・機能強化を図るための支援を行うこととしています。

② 前項で触れた「私立大学等改革総合支援事業」については、教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する重点的支援を拡充することとして、対前年度62億円増の229億円を要求しています

③ 28年度に創設した「私立大学研究ブランディング事業」は、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取り組みを行う大学に対し、重点的に支援する事業であり、新規選定校を拡充することなどにより対前年度36億円増の86億円を要求しています。

④ 経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の支援については、112億円を要求しており、特に低所得層に対する授業料減免等については補助率の嵩上げを行うこととしています。

これらを含めた私立大学等経常費補助全体は、一般会計において、対前年度125億円増の3278億円を要求しています。

このほか、平成28年熊本地震により被災した学生への授業料減免等への支援を実施するため28億円を要求しています。

また、復興特別会計においては、引き続き被災3県に所在する大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援することとして、18億円を計上しています。

さらに、前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」として、23億円を要求しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

平成29年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人あたり単価を1.2%増加しています。特別補助では、グローバル人材や情

報活用能力の育成などの次世代を担う人材の育成やアクティブ・ラーニング等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を強化するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、32億円を要求しています。

また、障害のある幼児の受入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等を充実させています。

このほか、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等特別経費について、必要な経費を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助全体は、対前年度35億円増の1059億円を要求しています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動等の基盤の整備を支援するものです。特に、今般の熊本地震や

東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化を一層促進する必要があるとします。

このため、28年度までの時限措置となつている校舎等の耐震改築（建替え）の補助制度を延長するとともに、耐震改築及び耐震補強等による防災機能強

化のための施設整備等に対する支援として225億円を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業、私立大病院の建て替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても13億円を要求しています。

さらに、教育・研究装置等の整備として176億円を要求しており、人材育成機能を充実・強化するため、私立大学等の教育研究基盤整備に対する支援として85億円を要求しているほか、前述の「私立大学ブランディング事業」（37億円）、「私立大学等改革総合支援事業」（11億円）における施設・装置等を通じた支援、「私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業」（20億円）におけるICT活用によるアクティブラーニングの推進等に向けた支援などを盛り込んでいます。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体は、対前年度297億円増の402億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の29年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎等の建替え整備事業、施設・設備の整備、熊本地震からの災害復旧事業等に対す

平成28年度第2次補正予算(案) (私立学校関係)

る資金の貸付として700億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金417億円を要求しています。

平成28年度第2次補正予算

平成28年度第2次補正予算案が8月24日に閣議決定されました。

本補正予算案は「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)を受けて編成されたものであり、文部科学省としては、学校施設等の環境整備、観光先進国の実現、我

が国の成長を担う人材育成の強化、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けた取り組み、子育ての環境整備、奨学金制度の充実、生産性革命を支える科学技術イノベーションの推進、熊本地震からの復興などの施策に取り組むこととされています。

私立学校関係については、熊本地震からの復旧・復興に向けた財政支援として149億円、私立学校施設の耐震化等として301億円を計上しています。

平成29年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室

産業構造の変化や技術革新が進む中、我が国が成長・発展し続けるためには、より多くの人が社会的・職業的に自立し、たくましく生き抜いていけるよう、生涯にわたり学び続けることが必要です。また、職業人を志す人には、実社会での活躍に必要な実践的な知識や技能を修得することが求められます。

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う教育機関として発展を続け、産業界をはじめ社会から高く評価されています。

文部科学省としても、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

平成29年度専修学校関係予算として概算要求している主な事項は次のとおりです。

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協

働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するため、引き続き必要な経費を要求しています。

専修学校版デュアル教育推進事業

分野の特性を踏まえた産学連携による実践的な教育手法について、学校・産業界双方が活用できるガイドライン(産学連携教育標準モデル)として作成・共有化することにより、専修学校における実効的・組織的な産学協同による教育体制の構築を促進するため、前年度1・5億円増の3億円を要求しています。

専修学校を活用した地域産業人材育成事業

専修学校において、業界の最新の人材ニーズに対応した教育を実施するため、各分野の専修学校と業界団体等による教育内容の即応的改編・充実のためのしくみづくりを支援することにより、専修学校の産学連携による職業教育の充実を図るとともに、社会人等の学び直し講座の開設促進のための調査

1. 熊本地震からの復旧・復興に向けた財政支援	149億円
(1) 私立学校施設・設備の災害復旧費	91億円
○激甚法第17条等に基づく国庫補助〔補助率1/2〕 ※このほかに専修学校分として8億円	
(2) 私立学校の教育研究活動復旧費	30億円
○教育研究活動を震災前の状況に一刻も早く回復できるよう、被災した学校を対象に、経常費助成において支援	
(3) 被災学生等の経済的負担の軽減	28億円
○私立大学等が実施する授業料等減免事業の一部を補助〔補助率2/3〕 ※このほか、都道府県が実施する私立高等学校等の授業料等減免事業に対する支援として、被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)において所要額を計上(11億円の内数)	
2. 私立学校施設の耐震化等	301億円
○私立学校施設の耐震化の早期完了を目指し、改築(建替え)及び補強による防災機能強化のための施設整備に対し、重点的に財政支援 〔補助率：大学1/2、幼稚園・高校等1/3 (Is値0.3未満の補強は1/2)〕	

研究や学び直し講座検索ポータルサイトの創設を通じて、社会人の学び直し環境の整備を推進するため、新たに2・7億円を要求しています。

専修学校グローバル化対応推進支援事業

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学にかかる入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築するとともに、専修学校の外国人留学生の実態把握のため、留学動向や、その後の就職状況について、全国的な調査並びに広報ツールの更新・改善等を実施するため、新たに3・7億円を要求しています。

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

専修学校における第三者評価の導入に向けた検証や実態調査の実施などさらなる質保証・向上にかかる取り組み、情報公開等の取り組み促進など学校運営・教育活動の改善充実に向けた研修を各地で実施するための体制づくり、並びに研修プログラム等の開発・実証を通じた教職員の資質能力の向上に資する取り組みなど専修学校教育の基盤

助成業務

平成29年度 専修学校関係予算概算要求

		()は28年度予算額
専修学校教育の人材養成機能の向上		
○ 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進	14.3 億円	(15.3億円)
<small>専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、産業界等、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証、高等専修学校等における特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。</small>		
○ 専修学校版デュアル教育推進事業	3.0 億円	(1.5億円)
<small>専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせて行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制の構築を目指す。</small>		
○ 専修学校を活用した地域産業人材育成事業【新規】	2.7 億円	(-)
<small>各分野における専修学校と産業界・行政機関等の連携による人材育成の在り方を検討する持続可能な協議体制の整備を促し、それを踏まえた専修学校を活用した社会人等の学び直し講座の開設や、ポータルサイトの活用による社会人の学び直し機会の改善・充実を図る。</small>		
○ 専修学校グローバル化対応推進支援事業【新規】	3.7 億円	(-)
<small>諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学に関する総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築することにより、総合的な外国人留学生受け入れ促進方策の在り方を検討する。</small>		
○ 国費外国人留学生制度	7.6 億円	(7.6億円)
専修学校教育の質保証・向上		
○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 等	2.9 億円	(1.8億円)
<small>専修学校における研修体制づくり等の推進や、高校や企業等への効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、職業実践専門課程認定校を中心とした第三者評価の導入等の取組を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。</small>		
学びのセーフティネットの保障		
○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業	3.0 億円	(3.0億円)
<small>意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。</small>		
○ 私立学校施設整備費補助金	9.9 億円	(3.0億円)
<small>【補助対象】 ・教育装置や学内LAN装置の整備 ・学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備 ・太陽光発電導入工事、エコ改修工事</small>		
○ 私立大学等研究設備整備費等補助金	2.3 億円	(2.3億円)
<small>【補助対象】 ・情報処理関係設備の整備</small>		
合 計	49.5 億円	(35.2億円)
<small>※ 平成28年度予算の合計額には、平成28年度限りの事業である専修学校留学生就職アシスト事業の金額を含めている。 ※ 高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業、被災児童生徒就学支援等事業など、専修学校分の予算が不可分なもの含まれていない。 ※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。</small>		

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

意欲と能力のある専門学校生や専門

を整備する取り組みを推進するとともに、専修学校による効果的な情報発信の在り方の検討を進めるため、前年度1・1億円増の2・9億円を要求しています。

要求しています。

学校進学希望者が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取り組み、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行うため、引き続き必要な経費を

専修学校の教育基盤の整備

教育装置や情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するため、前年度6・9億円増の12・2億円を要求しています。

4. 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

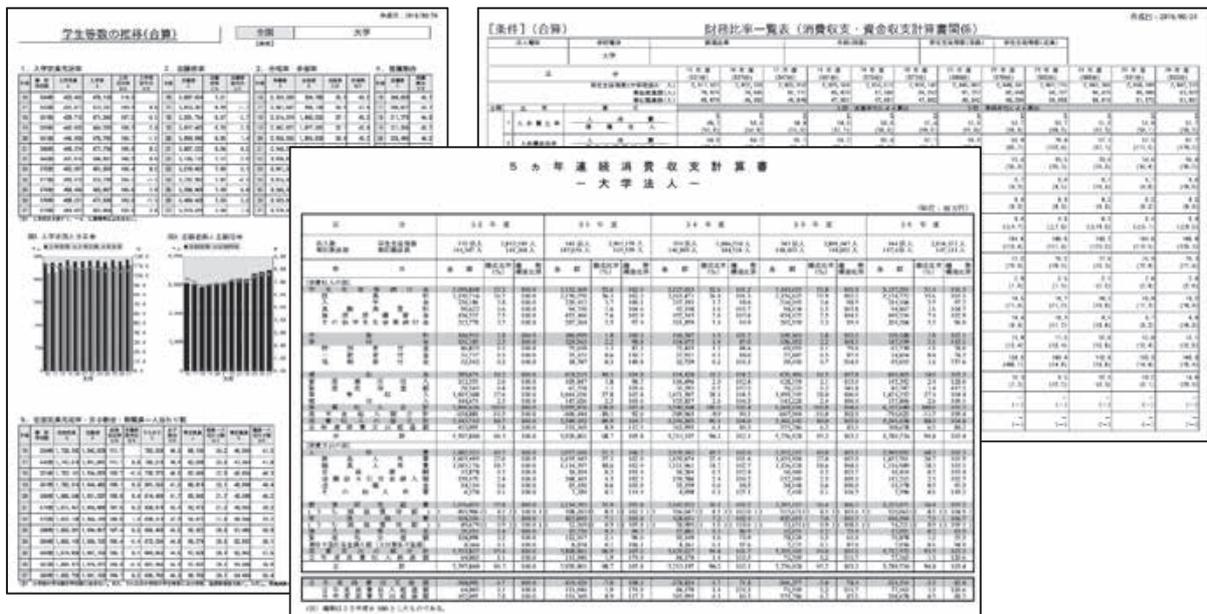
自法人、自学校のデータのほか、**都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）**などを抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）を出力することができます。

※ 他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費支出内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、各財務比率など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV）



<私学情報提供システム利用上のご注意>

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。
 ※「学校法人基礎調査票 e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員ののみのご利用をお願いいたします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしております。
4. 操作手順の詳細は、ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 私学経営情報センター 私学情報室
 ☎ 03(3230)7846～7848
 Eメール center@shigaku.go.jp

経営分析に役立つ! 私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

助成業務

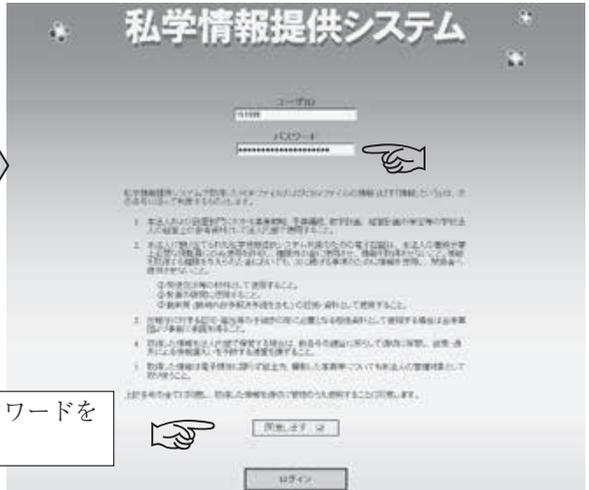
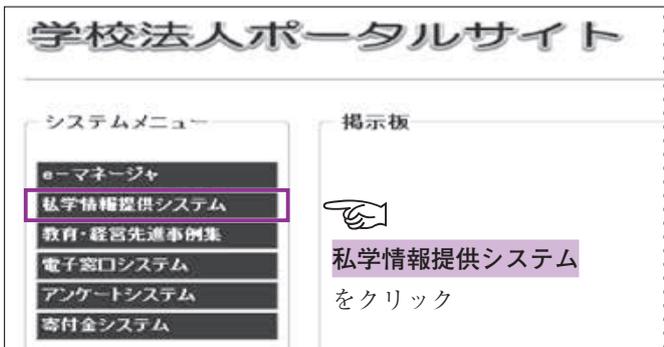
1. 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス



電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の学校法人ポータルサイトへをクリック

ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

2. 利用するシステムを選択



私学情報提供システムをクリック

再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック

3. 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動

法人情報：
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は「帳票検索」のいずれか利用したい機能を選択

平成28年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。同センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい。

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい。

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい。

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい。

○教育情報の活用・公表

大学等の様々な特色や取組を検索したい。

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい。

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい。

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい。

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい。

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい。

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16頁～18頁、31頁参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

会計処理等、基礎調査、e-マネージャについての質問への回答
電話・メールで回答します。

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7843



私学情報資料室 ☎03(3230)7846～7848

学校法人関係者を対象に、各学校法人の規程集等が閲覧できます。(私学振興本部(九段事務所1F))

データ提供 ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています。

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

依頼に基づく資料提供 ☎03(3230)7846～7848

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データについては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただいた上で、作成・提供します。
(内容により、日数を要します)

大学ポートレート(私学版) ☎03(3230)7852

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています。

セミナー ☎03(3230)7838

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています。

講師派遣 ☎03(3230)7838

●センターの職員を講師として派遣します。

●講師派遣については交通費と講演料が必要です。

講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



経営相談 ☎03(3230)7828

●学園を訪問し、経営改革のキーマンとなる役員・教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります。

●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします。

●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します。

●経営困難な状態にある法人から優先的に実施します。

●1回だけの実施ではなく、改革の進捗状況を継続的にモニタリングし、適時適切な助言等を行います。

退職等年金給付 平成28年10月からの基準利率及び 年金現価率の変更

企画室

昨年10月に創設した退職等年金給付は、加入者と学校法人等の両者の負担に基づいた積立方式による年金制度です。

具体的には、加入者期間（70歳までの期間に限りません）である各月について、標準報酬月額・標準賞与額に同じた掛金を負担することにより、その月に適用する付与率に基づく付与額と、この付与額に対する利子（基準利率に基づき複利）を積み立てて、これらを原資として、年金を受給するしくみです。

制度創設時においては、掛金率及び付与率は、それぞれ1・50%とし、各月の利子の利率（基準利率）については、年0・48%と設定し、また、この基準利率に基づき**年金現価率***を定めました。

毎年10月からの基準利率は、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見通し並びに国共済の基準利率を勘案して設定することとされています。

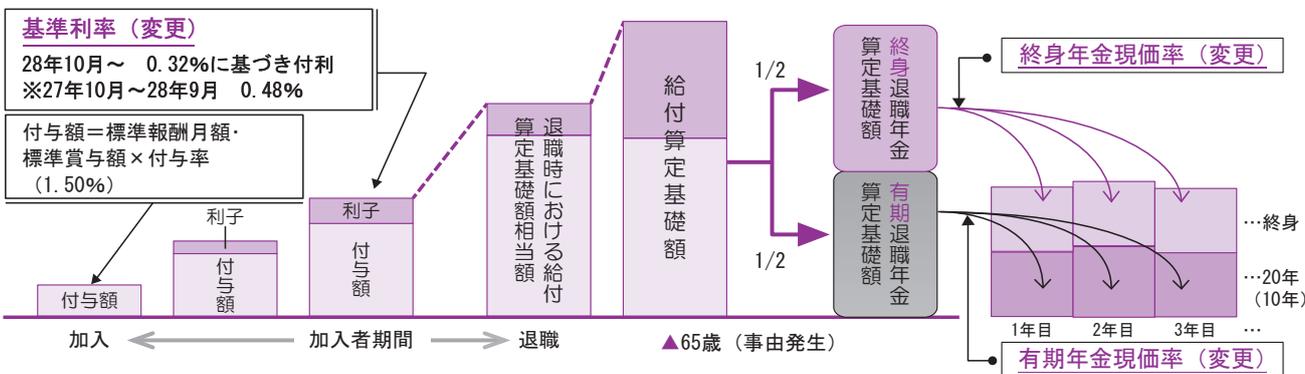
基礎となる国債の利回りが0・32%であることを踏まえ、本年10月からの基準利率をこれまでより0・16ポイント引き下げ、0・32%に変更し、この基準利率の変更に伴い、年金現価率も変更しました。変更後の年金現価率は、私学共済ホームページに掲載しましたので、ご覧ください。

また、年金現価率の変更に伴い、本年10月からの退職等年金給付（退職年金）の額も改定されます。対象者には、改定通知書をお送りします。

※年金現価率とは

基準利率や死亡率等を勘案し、終身にわたり又は支給残月数の期間において一定の年金額となるよう定める率で、これには、終身年金現価率と有期年金現価率があり、基準利率等が変更されると、年金現価率も変更されます。

退職等年金給付の運営イメージ



医療費通知の送付

業務部 短期給付課

平成28年5月受診分の医療費について10月下旬に「医療費通知」を送付します

加入者証等で医療機関を受診すると、窓口では一部負担金のみの支払いで済むため、実際にかかった医療費の総額が分かりづらいのが現状です。

私学事業団では、医療費の総額等をお知らせすることにより、加入者及び被扶養者の皆さんに医療費の実情を知っていただき、健康管理に対する意識を持っていただくことを目的に、10月下旬に5月受診分の医療費の総額等を記載した「医療費通知」（加入者宛て「親展」扱いの圧着はがき）を学校法人等（任意継続加入者は届け出住所）宛てに送付しますので、該当加入者に配付してください。

●「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名の記載はありません。

●医療機関から本事業団への医療費請求が遅れた場合は、記載されていません。また、5月以前の受診分を記載することがあります。

●医療機関名、傷病名及び診療内容等の問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

●「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の証明書として使用することはできません。

●一部負担金免除証明書を提示し、受診した医療費は含まれていません。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成29年4月1日加入)

募集期間 平成28年11月1日(火)～11月30日(水) 私学事業団必着

福祉部 保健課

共済業務

●積立共済年金 (つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

※積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができます。

募集のパンフレットを加入者向広報「レター」11月号に差し込んで送付しますので、加入者への配付をお願いします。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金
又は一時金を選択

自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・
医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

●共済定期保険 (きょうさいていき)

〔共済定期保険専用フリーダイヤル
☎ 0120 (716) 267 平日: 9:00~17:15〕

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

募集に当たっては、個別案内付き申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等宛てに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

◆1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

(平成27年度配当率)

家族年金コース・学校加入コース	約 51.67%
医療保障コース	約 47.53%

◆退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランは共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象の個人保険です。

家族年金コース (主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます(配当金を還付)。

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき
(配当金を還付)

医療費支援コース

日帰り入院から保障その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付)。

●各申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」にて、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。



送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

私学共済ホームページ
事務担当者用ログインページ
のご案内

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページでは、事務担当者用の専用ページを設置し、事務担当者の皆さんが、日常の共済事務を行うための基本的な情報を掲載しております。

掲載している情報

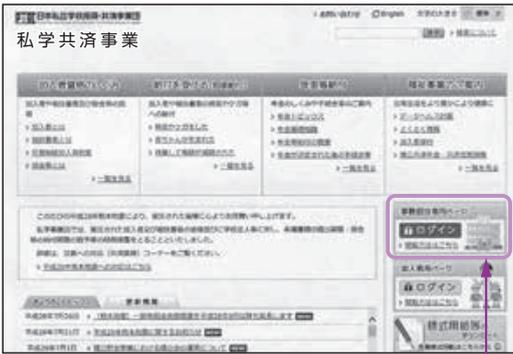
共済業務スケジュール
事務担当者に手続きしていただく私学共済制度に関する日常業務のスケジュールと概要をカレンダー形式で掲載しています。
また、手続きに関するQ&Aも掲載しています。

事務担当者の基礎知識
事務担当者に必要な基礎的知識を掲載しています。
資格関係
磁気媒体での申請や学校法人等において発行する療養資格証明書について掲載しています。

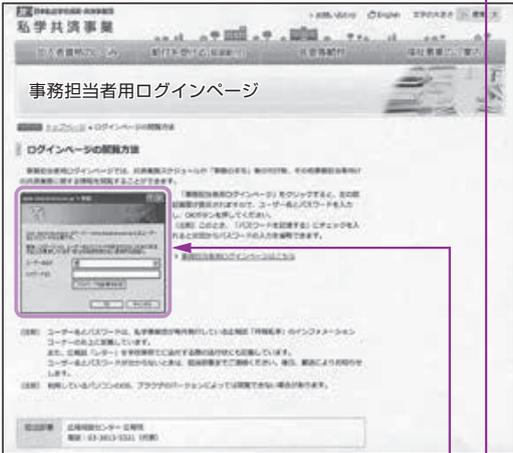
年金関係
老齢・退職の年金の請求案内を掲載しています。
福祉事業関係
特定健康診査・特定保健指導に関する情報や貸付け償還額の試算表を掲載しています。

私学共済制度の刊行物
事務の手引、事務担当者連絡会テキストなど、事務担当者向けの刊行物を掲載しています。
私学共済制度の沿革
昭和29年1月1日私学共済制度発

1 私学共済事業トップページ



2 事務担当者用ログインページ



3 事務担当者用ログインページ閲覧方法



アクセス方法

- 1 私学共済事業トップページの右「事務担当者用ページ [ログイン]」をクリックしてください。
- 2 左の認証画面が表示されたら、ユーザー名とパスワードを小文字で入力し、OKボタンを押す。「パスワードを記憶する」をチェックすると次回以降の入力を省略できます。
- 3 ご覧になりたい項目をクリックしてください。

足当時から沿革を掲載しています。
私学共済制度の関係法令の検索
は、リンク先の総務省「法令データ提供システム」をご利用ください。

**介護ビデオ・DVDを
ご利用ください**

福祉部 保健課

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出ししています。

貸し出しビデオ・DVD

- ① 「DVDブック 新しい介護基本のき」(DVD1枚)
 - ② 「在宅介護教室」(ビデオ全5巻又はDVD1枚)
 - ③ 「すこやかシルバー介護」(ビデオ全8巻)
 - ④ 「在宅介護の基礎と実践」(DVD全10枚)
- 詳しくは、「私学共済ブック 2016〔保健・宿泊編〕」46頁又は、私学共済ホームページ〔福祉事業のご案内〕とくとく情報▼全国共通)を参照してください。

申し込み方法

「介護DVD等借入申込書」に必要事項を記入のうえ、各ガーデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は、「私学共済ブック 2016〔保健・宿泊編〕」205頁又は、私学共済ホームページからダウンロードできます。なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

共済業務

被扶養者認定申請事例集①

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請の手続きは難しく、必要な添付書類が分からないという声が寄せられています。そこで、被扶養者の認定申請について具体的な事例を挙げて説明します。

また、被扶養者の基本的な事項は、「平成28年版 事務の手引 91頁 第7章 被扶養者」を参照してください。

Q 私の妻（60歳未満）は昨年の年収が400万円ありましたが、今年9月30日で退職しました。前年の収入が130万円以上なので、被扶養者にはなれないでしょうか。

また、雇用保険も受給する予定ですが、自己都合退職のため受給は3か月後からとなります。受給を開始するまでの間、被扶養者に認定されるとしたら申請にはどのような手続きをしたらよいですか。

A 被扶養者の認定基準となる収入要件は、現在の恒常的な収入^{〔注〕}によって算定します。したがって、昨年の収入は認定限度額である130万円を超えています。現在は退職していますので被扶養者になることができます。退職が認定の事由となりますので、前年の収入は問いません。退職後の恒常的な収入は雇用保険となりますが、受給が開始するまでは収入がありませんので、被扶養者になることができます。

〔注〕

給与収入、恩給、公的年金、個人年金、傷病手当金、失業給付金、資産所得、事業所得などの収入で継続して入る、又は入る予定のものをすべて含みます。

【被扶養者認定申請書に添付する書類】

被扶養者を認定する場合は、加入者との続柄及び生計維持関係が確認できる書類が必要になりますので、次の書類を添付してください。

- ①続柄、生年月日を確認するために戸籍謄本等（加入者が世帯主の場合は、続柄（妻）が記載されている住民票でも可）
- ②雇用保険離職票1、2の写し
- ③給付制限期間等の記載のある雇用保険受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書
- ④給付制限期間等が終了した翌日で被扶養者の取り消しをする旨の同意書
- ⑤被扶養者取消申請書（給付制限期間等終了後に被扶養者を取り消すため、あらかじめ提出が必要です）
- ⑥「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」

60歳未満の配偶者を認定する場合は、国民年金の第3号被保険者に該当しますので、第2号被保険者（加入者）の勤務先である学校法人等を経由して私学事業団に提出してください。被扶養者の認定証明等をした後、本事業団から管轄の年金事務所等に進達します。

- ⑦基礎年金番号の確認できる書類の写し

※ 被扶養者の認定については、要件を備えた日から30日以内に申請書の提出がないと、本事業団が申請書を受理した日が認定日となります。

認定日前に病院にかかった医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。





共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金 後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月25日(火)**(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」は10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬に、学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 保健課】**

標準報酬月額の下限額の改正にかかる 確認通知書を送付します

平成28年8月1日付け通知文にてご案内しましたとおり、28年10月から標準報酬月額の下限が、現在の98,000円から88,000円に引き下げられます。
 これにより、28年9月に確認している報酬月額を改正後の標準報酬月額の等級表に当てはめて、28年10月からの標準報酬月額の等級を決定し、10月中旬に「確認通知書」を学校法人等に送付します。 **【業務部 資格課】**

インドとの社会保障協定が発効されました

平成28年10月に日本とインド両国の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効されました。手続きについては直接私学事業団にお問い合わせください。

※社会保障協定の内容については、日本年金機構ホームページ〔社会保障協定〕を参照してください。
 (<http://www.nenkin.go.jp/>)

【業務部 資格課・年金部 年金第一課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

11月2日送金分は**10月14日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金の募集パンフレット等を10月中旬から学校法人等宛てに送付します。送付部数は、9月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)です。不足の場合は、広報班までご連絡ください。

【広報相談センター 広報班】

年末調整用証明書の送付

- ①**積立共済年金加入者**
 9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付しました。
 なお、平成28年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。
- ②**共済定期保険加入者**
 10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。 **【福祉部 保健課】**
- ③**住宅貸付借受者**
 平成27年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための28年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。
 ※28年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、29年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 貸付課】**
- ④**任意継続加入者**
 平成28年分任意継続掛金の納付が10月初旬までに確認されている人には、「平成28年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

10月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 9月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 貯金 後期加入・払戻・解約請求締め切り
28日(金)	掛金等 9月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	貸付 11月22日送金申し込み締め切り 掛金等 9月分納期限

11月の共済業務スケジュール

1日(火)	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 10月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
14日(月)	アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り
15日(火)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員就退任のお知らせ

◆共済審査会

退任 佐々木 順 司
 吉野 英 治
 和智 紀 朗
 (平成28年8月31日付)
 新任 大里 裕 行
 佐藤 正 吉
 本木 章 喜

再任 飯岡 利 通
 川並 孝 純
 高橋 あゆち
 田島 久美子
 宮川 博 光
 諸星 裕 美
 (平成28年9月1日付)



私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

「魅力あふれる学校づくりを目指して」

「月報私学」では、標題の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載しておりますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしております。

◆過去の掲載記事◆

掲載号	掲載法人	タイトル
1月号(VOL.217)	学校法人 洛陽総合学院	私学だからこそそのユニークな総合高校を目指して
2月号(VOL.218)	学校法人 熊本学園	建学の精神と校風を活かした新校舎づくり
3月号(VOL.219)	学校法人 滝川学園	「食・栄養・情報」の殿堂を目指して
7月号(VOL.223)	学校法人 大正大学	首都圏から目指す「地域人」の育成

〒102-8145
 東京都千代田区富士見1-10-12
 日本私立学校振興・共済事業団 企画室
☎03(3230)7809~7811
 Eメール kikaku@shigaku.go.jp



私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成29年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

平成29年度「若手研究者奨励金」及び「学術研究振興資金」の公募締め切り

8月3日付けで、大学・短期大学・高等専門学校法人宛てに電子窓口にて配付した標記にかかる書類の提出期限が近づいています。

応募される学校法人は、下記の提出期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を電子窓口でご提出ください。

なお、「若手研究者奨励金」と「学術研究振興資金」で提出期限が異なりますので、ご注意ください。

公募要領等については、私学事業団ホームページ〔助成業務▶学術研究振興資金▶平成29年度学術研究振興資金公募要領等及び平成29年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)公募要領等〕をご覧ください。

【提出期限】

若手研究者奨励金：平成28年10月3日(月)

学術研究振興資金：平成28年10月21日(金)

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
 (JR「広島」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-hiroshima.com/>

庭園会席 (温泉+送迎付) プラン

1泊2食 (2名1室 / 1名様) 14,000円

夕食は庭園に囲まれた広島屈指の料亭「半べえ」でお召し上がりいただくプランです。

また、併設する「半べえ温泉」の入浴券が付いています。
 (当館からタクシーで約15分、往復送迎あり)

※2名様からご予約いただけます。

※ご予約・キャンセルともに2日前までの受け付けとなります。

取扱期間：通年 (火曜日及び年末年始を除きます)



半べえ (夕食会場)



半べえ温泉

HOTEL & BANQUET
福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)
 (地下鉄「福岡空港」駅・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-fukuoka.com/>

賑やかな博多駅周辺に昔ながらの神社仏閣が広がっているのも博多の街の魅力です。寺社や街並が燈明で一体となる「博多燈明ウォッチング」、秋の夜を彩る「博多ライトアップウォーク」など、秋も博多は楽しみが満載です。



燈明ウォッチング【写真提供：福岡市】

栄養満点の朝食で元気に一日をスタート!

朝食付き宿泊プラン

1泊朝食 (1名1室 / 1名様) 6,600円～

1泊朝食 (2名1室 / 1名様) 6,900円～

※シングルルームがお得です。

取扱期間：通年



東長寺へは、地下鉄空港線「祇園」駅下車徒歩約1分

(左) 東長寺 五重塔 【写真提供：福岡市】



融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表 (平成28年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	0.5 年%	0.4 年%	0.5 年%
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	0.6	0.5	—
【教育環境整備費】 校教具 (幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp